令和4年度 大野市水循環推進協議会 議事概要

日 時:令和5年3月22日(水)

午後2時00分~午後4時10分

場 所:結とぴあ201.202

1. 開会

○大野市くらし環境部長あいさつ

2. 議事

大野市水循環基本計画の令和4年度実施状況について

○資料に基づき、事務局が施策の実施状況について説明

【主な質疑・意見】

- ・水田湛水の位置についてだが、現行実施位置を選んだ経緯と、今後は検討エリアに 完全にシフトするのかそれとも現行実施位置と両方を実施するのか。
 - → (事務局)
 - ・現行の実施位置は昔、原生林であった。昔はこの辺りが一番の涵養地といった 認識があり、昭和53年からこの場所で継続して湛水を実施している。
 - ・有効と思われる東側の検討エリアに移した場合においても、今の実施場所だけでは、秋の地下水低下に歯止めが効いていない状態であるため、できれば現行の実施位置と検討エリアの2か所で実施するのが理想だと考えている。
- ・「水に関するアンケート調査」で、協力金制度に肯定的が77.6%となっているのが、 これは協力金額も併せて調査した結果なのか。
 - → (事務局)
 - ・おおよその金額で聞いており、上水道料金をベースにして上水道料金の1/3程度、1/2、同額の選択肢で調査した。
- ・協力金は、広く一般の住民の方にご負担いただくのか、それとも企業を中心にご負担していただくのか。
 - → (事務局)
 - ・現段階では、白紙である。導入している自治体があるので、それを拾い上げた 後に、大野市に適した制度を議論していきたい。
- ・ワクワクまちなか遠足事業はどの地域から来ているのか。
 - → (事務局)
 - ・近隣の石川県などからも来ているが、県内が中心である。
- ・ワクワクまちなか遠足で来た方は、他にどのような場所を回るのか。
 - → (事務局)
 - ・まず、「水のがっこう」に入り、大野市の水が多くの市民によって守られてきた

ことを認識していただいた上で、湧水地を回ってもらっている。

- ・ワクワクまちなか遠足事業で「本願清水イトヨの里」に行く人は少ないのか。
 - → (事務局)
 - ・水の授業の数値としては少ないが、まちなか散策のコースには、イトヨの里も 入っているので、実際には入館している。
 - ・裁判所跡地を利用しての公園整備についてだが、昔は池に菖蒲があった。パース 図に菖蒲が無いが、菖蒲を生やすことはしないのか。
 - → (事務局)
 - ・菖蒲を残すコンセプトは無い。
 - ・節水シャワーヘッド等購入助成もよいが、古いトイレを節水型に替えると非常に 効果があると思う。今後、節水型トイレの交換助成についても考えていただきた い。

→ (事務局)

- ・節水シャワーヘッド等購入助成を始めた背景として、新型コロナウイルス感染 の防止対策として、水を使う機会が多くなることから、シャワーと水栓に対し て助成している。今後、見直す機会があれば、トイレも選択肢の一つとして考 えていく。
- ・「窒素負荷低減対策の実施」で化学農薬・化学肥料の使用を控えると記載されている。坂井地区では盛んに控えるように言われているらしいが、大野市も対策を考えた方がよいのでは。

→ (事務局)

- ・硝酸態窒素の濃度は全国では上がっているが、大野市の場合は下がり傾向である。これは、福井県農業協同組合の努力の結果だと思う。エコファーマーの推進が面的に大野盆地全体に広がっていて、平成23.24年ぐらいから特に硝酸態窒素濃度については、どんどん下降している状況である。
- ・除草剤の問題についてだが、市民は気楽に除草剤を使用しているけど、その辺の調査は実施しているのか。
 - → (事務局)
 - ・除草剤については、年に何件か同じ問い合わせがある。通常通り使っていれば、 土壌ですぐに分解されると理解をしている。
- ・「慣行水利権から許可水利権の変更の推進」とあるが、慣行水利権とは、ある程度、 地域の方々の特権だと思うが、その方々に説明が必要ではないか。
 - → (福井県奥越土木事務所)
 - ・基本的に慣行水利権から許可水利権への変更の推進とは、河川法などが整備される前から、そこの場所から用水などに利用していた既得権益みたいなものを一般的に慣行水利権と呼んでいる。例えば堰の改修などで、何かしらの手続きが必要となる場合に、明確な権利では無い慣行水利権から、法律に基づいた許

可水利権に変更するという国の方の大きな方針がある。

- → (国土交通省九頭竜川ダム統合管理事務所)
 - ・河川法ができてから、すべての水を把握及び管理することが大切になっている。 許可水利権になると取水量の報告も必要となるが、慣行水利権は報告義務はあ るが定期的な報告はないので、取水量が把握できていない。全体的な水管理の 秩序を守るために、必要に応じてやっていただくことになっている。

大野市水循環基本計画の令和4年度実施状況について

○資料に基づき、福井県奥越土木事務所が施策の実施状況について説明

【主な質疑・意見】

- 掘った土砂はどこかへ運んでいるのか。
 - → (奥越土木事務所)
 - ・土砂を外へ運んではいない。固まった地盤をほぐしているだけである。

大野市水循環基本計画の令和4年度実施状況について

○資料基づき、国土交通省九頭竜川ダム統合管理事務所が施策の実施状況について 説明

【主な質疑・意見】

・フラッシュ放流は、毎年の水のたまり具合で実施の可否を決めているようだが、運用の高度化は流域治水の一環として進められているので、真名川ダムは先進的な取り組みである。今後も続けて進めてほしい。

大野市水循環基本計画の令和4年度実施状況について

○資料に基づき、大野の水循環ネットワークが施策の実施状況について説明

【主な質疑・意見】

・なし

大野市水循環基本計画の令和4年度実施状況について

○資料に基づき、大野市文化財保護審議会が施策の実施状況について説明

【主な質疑・意見】

・なし

3. 話題提供

(1) **農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進について**○資料に基づき、農林水産省北陸農政局農村振興部が説明

【主な質疑・意見】

・なし

(2) 地下水に予防原則を適用できるのか? -遊佐町の鳥海山湧水の例-〇資料に基づき、事務局(大野市水循環アドバイザー)が説明

【主な質疑・意見】

・予防原則というものは、非常に未熟な概念ではある。これをより成熟させる ためには、科学的な根拠が必要である。周辺住民がそれに対するご理解、イ コールそれは情報をしっかりと共有するというような場を設けていくとい うことが、極めて重要である。

閉会